

諮詢番号：令和6年（情）諮詢第4号

事件名：特定の刑務所が令和5年度に作成した会計検査院による会計実地検査の結果に係る文書の一部開示決定に関する件

諮詢日：令和6年11月14日

答申番号：答申（情）第82号

答申日：令和7年12月1日

答申書

第1 審査会の結論

「令和5年度検査状況報告書（所管各庁分）」のうち、「会計検査院による会計実地検査の結果について（報告）」の特定の刑務所分の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和6年5月27日付け60普第105号により行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、不開示とした部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 開示文書を受け取ったものの、すべて塗り潰しており、これでは国民が正確な事実を知ることができない。

イ 会計検査院は検査手続方法が知れるとか言うと思うが、その方法が出てる所だけ消せばよいだけである。

ウ 提出を求められた書類を公表しても一切問題もない。

検査を受けた事項など全く問題がないし、国民が開示請求したときにはすでに検査が終了しており問題がない。

注意を受けた事項こそ国民に公表しなければならない所である。

講評こそ国民に知らせる義務がある部分である。

(結語)

民主主義の国として主権者の国民が正確な事実を知ることができるようにする義務がある。

ア このようにすべて消してしまえば、不適切会計が行われていて注意や指摘、改善等を求めていても国民は全く知ることができない。

イ 不適切会計を指摘されていても、消されて見えない以上は、その不正に対して国民が告発や民事提起することもできない状態である。

ウ これでは法務省と会計検査院が手を組んで便宜を図っているのと同じであり、絶対に国民は訴えたり民事訴訟を提起することができない。

エ 会計検査院は国民に公表しませんと言っているのと同じである。

オ 以前は開示している部分が多数あり前回、昨年頃はそれも会計検査院に提出したが、これでは不適切会計を見せられませんと言っているのと同じである。

この処分を取り消し事実を国民に公表してください。公表しない場合は、諮問結果が届いてから30日以内に地裁に対して提訴いたします。

(2) 意見書

ア 本件一部開示決定は取り消され開示決定部分を拡大すべきである。

イ 対象文書について

(ア) 検査の文書であることは認めるが、だからといってすべてを塗りつぶす内容は認められない。

不開示とした部分

a 検査担当者（主任官を除く）の氏名に関する情報については不開示に同意する。

b 「具体的な検査事項」が問題があるところで、（何について検査をした）その結果問題があった場合は（〇〇についてこういう問題が発覚したため、改善する指導をした）と具体的でなく、国民が見ても会計検査院が正しく活動をし、権力のある組織に対しても平等に検査をしている部分を開示しなければならない。

すべての文書を具体的にの言葉で拡大して不開示にしてしまえば、国民は何も知ることができないことになり、結果として国民は会計検査院に対しての干渉が一切できることになる。

(イ) 不開示とした理由

a 実施に支障が生ずる（おそれがある）との文章を多数使用しているが、外部の圧力、萎縮させるいかなる事件があったか具体的な内容表示もなく、「おそれ」だけの話である。

不開示決定取消訴訟ではないものの不開示決定が適法であることを主張する者は情報公開法第5条第1号から第6号までに定める不開示情報が記録されていることを主張・立証しなければならないところ、おそれは未来系に起こるかもしれない予想であり、氏名は不開示にしても官職名まで不開示にする必要はない。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」このように（おそれ）を拡大に利用しすぎであり、結果会計検査院は説明責任を果しておらず、すべてを開示しなくとも国民が最低限度、税金が正しく使用されているかを知る権利があり、同院は開示する部分も最低でも国民が理解できる程度の開示をしなければならない。

- b 検査のノウハウに関する情報は不開示に同意するが、検査の結果に関する情報は公開すべきである。

特に不適切会計を行った組織は公表する義務があるし、会計検査院は民間組織の不適切は公表するが、行政機関の特に法務省系列は公表しないことがほとんどである。

当方が知る限りでは一度だけ、法務省、検察と会計検査院の戦いがあったときだけであり、あのときのような正しい同院になっていただきたい。

検査の着眼点を持ち出しているが一般企業、民間でも会計検査の部分は同じであり具体的な部分「着眼点」までは知る必要はないが、最低でも食料費用に対して調査したところ、このような不適切部分があったため、指導したとか勧告したとか改善を求めたと公表する義務が会計検査院にはある。

他方ニュースで事件を見てもわかるとおり、刑事事件でさえ容疑者が取調べで黙秘しているとか、否認していると捜査内容が毎回公表されている。（殺人事件でさえ）

「おそれ」が多数出ているので、その「おそれ」が発生した事実を説明して立証していただきたい。

何も立証せず文章をならべているだけでは説明責任を果たしていないことには、ならない。

法人情報判例

- ア 水道部懇談会費に関する関係公文書のうち、懇談会等が行われた飲食店の名称等、飲食費用金額及び明細は当該業者の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるものに該当しない。

(最判平6・2・8民集48・2・255)

イ 国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、「個人」に当たることを理由に非公開情報に当たるとはいえない。

(最判平15・11・11)

ウ 内閣官房報償費に関する政策推進費受払簿等における政策推進費繰入れに係る記録部分が開示されても、個々の支払の日付や金額等が直ちに明らかにはならず、一定期間における政策推進費又は内閣官房報償費全体の支払合計額は明らかになるが、支払回数や支払相手方の数は明らかにならないので、内閣が推進する政策や施策の具体的な内容、その支払相手方や具体的な使途等を相当程度の確実さをもって特定することは困難であり、当該情報は情報公開法第5条第3号又は第6号所定の不開示情報に該当しない。

(最判平30・1・19)

頭書内容判例を見てもわかるとおり、内閣官房報償費でも全体の合計額は明らかになるが、特定される具体的な使途が困難であるぐらいのものであれば不開示に該当しないとなっている。

また公務員が活動中の行為は公務であり、その公務中の役職名は個人でない以上は開示されるのが相当である。

判例からみてみてもすべてを「おそれ」で不開示にするのは不当であり、本年は〇〇について検査を行ったと、不適切会計行為は個人情報ではなく認められない行為であるから開示決定をしなければならない（ただし方法や手法）は開示すべきではないと思う。

指導や改善を求めた部分は国民に知らせるべきである（支障が生じない程度で）。

(結語)

最低限度で会計検査院の活動がわかるように開示する義務があり、不適切会計をした組織は民間や行政機関問わず公表するのが同院の役目である。

受検庁は公務員であるから公務上で作成した証拠について不開示にする公文書でない限りは会計検査院も公表すべきであるが、受検庁ではない同院は、方法や手法妨害が発生しない限度で検査内容を公表しなければならない。

第3 質問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、令和6年3月16日付けで法務大臣に対し行われたものであり、これに対し、法務大臣は、「会計検査院による会計実地検査の結果について（報告）」（特定の刑務所長から法務大臣に提出されたもの。以下「本件対象文書」という。）を特定した。その後、法務大臣は、「開示請求のあった行政文書について、開示又は不開示の判断に日数を要する」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間の延長を適用し、審査請求人に対して、延長後の開示決定等の期限を60日と通知した。

そして、法務大臣は、本件対象文書は、会計検査院の検査に係る事務に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適當であるとして、情報公開法第12条第1項の規定に基づき、同年4月24日付けで、処分庁に事案を移送した。

(2) 一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書について、同年5月27日付けで一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

本件対象文書は、会計検査院が実施した会計検査に係る事務に関する文書であり、この文書には、同院の検査担当者、具体的な検査の内容・結果等に関する情報が記録されている。この文書に記録された情報のうち、検査担当者（主任官を除く。以下同じ。）の官職及び氏名に関する情報（以下「本件不開示情報1」という。）については、後記3(1)と同様の理由により不開示とした。また、具体的な検査事項、検査内容、打合せ事項等に関する情報（以下「本件不開示情報2」という。）については、後記3(2)と同様の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、本件一部開示決定を不服とし、同年7月1日付けで審査請求を提起した。

2 検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書が開示され、検査過程又は審理・判断の過程で会計検査院内部又は同院と受検庁との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②同院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(2) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経たものを各年度の検査報告等に掲記し、公表するものとされている（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第11条、第29条等参照）。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施し

た検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(3) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院に対しては、その職務の性質上、常時実施している実地検査等をめぐり、当該検査の内容・結果等を検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者が様々な働きかけ又は圧力・干渉等を受ける場合もある。

そして、特定の検査事項の検査担当者に対して外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することが困難になるなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障が生ずるおそれなどがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査

担当者）に対してこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

なお、本件会計実地検査の検査担当課は本件一部開示決定によって既に開示されており、当該検査担当課において検査業務に従事する調査官、調査官補及び事務官の人数はおおむね10名程度であることから、本件会計実地検査における官職別の検査担当者の人数が明らかになると、別途開示請求することにより開示されることが見込まれる職員名簿等の情報と照合することにより、検査担当者の氏名が相当程度特定されるおそれがあることから、官職に関する情報も公にすることにより氏名に関する情報を公にするのと同様のおそれがある。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の官職及び氏名に関する情報が公になった場合には、当該検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）がある。

3 本件不開示情報1及び本件不開示情報2の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

本件対象文書は、法務省内で作成され法務大臣に提出された文書であるが、会計検査院の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、同院と法務省との間で行われた当該実地検査の結果等に関する打合せの情報、すなわち、検査過程における未成熟な情報が記録されている。これらの情報は、検査を受けた法務省内で現に共有され、又は共有され得るものであるが、法務省以外の国等の機関及びその関係者に察知されることは想定されていないものである。したがって、本件対象文書が開示され、本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2で詳論したようなおそれが生ずることとなる。

よって、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。

(1) 本件対象文書に記録された本件不開示情報1の不開示情報該当性

本件不開示情報1は、本件対象文書に記録された特定の検査事項に係る検査担当者の官職及び氏名に関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する

る情報に該当する。

そして、本件不開示情報1が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 本件対象文書に記録された本件不開示情報2の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

本件不開示情報2は、会計検査院が検査を実施した法務省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報を読み取ることができるものとなっており、また、公正かつ慎重な審理・判断を経て検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な情報であることから、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示情報2が公になった場合には、次の(ア)及び(イ)のおそれがある。

(ア) 前記2(1)に記載の、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）

(イ) 前記2(2)に記載の、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程等の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難

にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）

なお、法務省は、当該実地検査における特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を現に把握しており、会計検査院が法務省に対して将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、（実際にそれを行うかどうかは別として）仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策、所要の検査資料の収集の阻害等を行い得る状況にある一方、これらの情報が他の国等の機関に察知されることは想定されていないものであることから、本件不開示情報2が公になった場合の前記（ア）で述べたおそれについては、他の国等の機関との関係において引き続き生ずるものである。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

本件対象文書は、会計検査院が実施した会計検査に係る事務に関する文書であり、本件不開示情報2は、特定の検査事項に関し、検査過程で同院と受検庁との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報であることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。そして、本件不開示情報2が公になった場合には、次の（ア）及び（イ）のおそれがある。

（ア） 前記2(1)に記載の、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）

（イ） 前記2(2)に記載の、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程等の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告

等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）

なお、本件不開示情報2が公になった場合の前記(ア)で述べたおそれが法務省以外の国の機関等との関係において引き続き生ずることについて、前記アと同様である。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月14日 諒問書の収受
- ② 令和7年 5月 7日 諒問庁から意見書を收受
- ③ 同年 6月 27日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年 7月 11日 諒問庁の職員（会計検査院第1局司法検査課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 9月 19日 審議
- ⑥ 同年 11月 28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諒問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、令和6年3月に本件開示請求を受けた法務大臣が、本件対象文書を特定した上で、同年4月に処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、同年5月に本件対象文書の一部を不開示とする決定を行った。そして、同年7月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、諒問庁は、同年11月に当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、前記第2の2(2)のとおり、本件不開示情報1のうち氏名に関する情報については争わないとしているので、当該部分を除く不開示部分の開示を求めるものと解されるところ、諒問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分のうち審査請求人が開示を求めている部分について、本件一部開示決定の当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の刑務所が作成した、令和5年度に行われた会計検査院による特定の刑務所に対する会計実地検査についての法務大臣への報告文書であり、会計実地検査の担当者や、検査を受けた内容等に係る情報が記載されている。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集等を確保し、また、外部からの不当

な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に記録された情報を公にすれば、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

4 不開示情報該当性について

上記 1 から 3 までの事情を前提に、以下のとおり、本件不開示情報 1 のうち官職に関する情報及び本件不開示情報 2 について、不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 本件不開示情報 1 のうち官職に関する情報の不開示情報該当性

本件不開示情報 1 は本件会計実地検査における検査担当者の官職及び氏名に関する情報であるが、まず、このうち氏名に関する情報を公にした場合、本件特定の検査事項に係る検査担当者を特定することができると言認められる。

一般に、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、受検庁が指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものであり、審査請求人もこれを争っていない。

また、会計検査の継続性・反復性からすると、検査担当者に対する上記のような圧力・干渉等は、特定の実地検査や特定の検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該検査担当者に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

以上を前提に、本件不開示情報 1 のうち官職に関する情報についてみると、諮問庁は、前記第 3 の 2 (3)のとおり説明している。すなわち、本件会計実地検査の検査担当課は本件一部開示決定によって既に開示されており、当該検査担当課において検査業務に従事する調査官、調査官補及び事務官の人数はおおむね 10 名程度であることから、本件会計実

地検査における官職別の検査担当者の人数が明らかになると、職員名簿等の情報と照合することにより、検査担当者の氏名が相当程度特定されるおそれがあることから、官職に関する情報も公にすることにより氏名に関する情報を公にするのと同様のおそれがある旨説明するところ、この説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、本件特定の検査事項に係る検査担当者の官職に関する情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件不開示情報2の不開示情報該当性

本件対象文書は、前記2のとおり、特定の刑務所が作成した、会計検査院による特定の刑務所に対する会計実地検査についての法務大臣への報告文書である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示情報2には、特定の刑務所が会計検査院から検査を受けた事項、同院に提出した検査資料に関する情報及び会計実地検査の講評に関する情報が記録されており、これらの不開示とされた内容からは、同院の具体的な検査内容、検査手法等を端的に読み取ることができると認められる。

このため、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなつた場合には、会計検査院が現在又は将来において同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合の検査内容、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報2は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定

する不開示情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、検査の結果に関する情報は開示すべきであると主張しているが、本件対象文書において検査の結果とされている情報は、最終的な検査の結果ではなく、あくまで会計検査院の検査の一過程における未成熟なものであり、当該情報が公になった場合には、前記のとおり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、諮問庁が主張する「おそれ」は立証されていないことから、不開示理由には当たらないと主張している。しかし、本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合の「おそれ」は、単なる抽象的な「おそれ」ではなく、前記4のとおり、会計検査の特性に鑑みると具体的、現実的なものであり、法的保護に値する蓋然性があると認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。
- (2) 審査請求人は審査請求書に「以前は開示している部分が多数あり」と記載しており、これは、本件対象文書と同種の文書に係る他の行政機関の長による開示決定における不開示部分が、本件一部開示決定のそれと異なることから、本件一部開示決定においても同様に開示すべきであるという趣旨の主張と解される。しかし、本件対象文書と同種の文書であれば会計検査院の検査に係る事務に関するものであることから通常は同院に移送されるものであり、また、特定の文書に係る不開示情報該当性に関して、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないことは明らかであるから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉山 治樹

委員 堀江 正之

委員 福重さと子